



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月11日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人てくてく

3 代表者の氏名

桑原 美由紀

4 主たる事務所の所在地

松本市元町2丁目7番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、世代・立場・障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で人として尊重され安心して暮らせる、思いやりとふれあいの福祉社会の構築に寄与することを目的に、支援する側とされる側に分かれるのではなく、協働共生・相互支援の関わりの中で、誰もが社会的存在感を高揚できるような環境作りと社会参加、自律支援に関する事業を行い、地域に密着した福祉の向上に寄与することを基本理念として活動する。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月11日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人南箕輪わくわくクラブ

3 代表者の氏名

原 文明

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡南箕輪村4802番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、運動・スポーツ・カルチャー活動の普及推進に関する事業を行い、運動・スポーツ・カルチャーの振興を図るとともに、子どもからお年寄りの誰もが楽しみ、地域住民や青少年の健全な心身の育成を図り、地域住民の受益者負担の精神と自主運営に基づいた地域社会全体の活性化を図るとともに、生涯スポーツ・カルチャー文化振興に寄与することを目的

とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月11日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハヶ岳森林文化の会

3 代表者の氏名

定成 寛司

4 主たる事務所の所在地

茅野市泉野6493番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、ハヶ岳地域の森林が有する多くの有益な機能と、森林文化をより多くの人々が享受し私達の生活を豊かにしていく為に、森林をより深く理解し伝える活動ならびにその公益的機能の回復、森林資源を有効に利用する活動を通して、美しい活き活きとした森林を楽しみ、護り末永く伝えてゆくことを目的とする。

県民協働課

公告

県営春富6号地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年8月11日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営春富6号地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年8月12日から平成26年9月8日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

公告

県営飯島地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年8月11日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営飯島地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年8月12日から平成26年9月8日まで

3 縦覧の場所

飯島町役場

農地整備課

公告

伊那市上の原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年8月11日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

理事

新任

氏名 住所

保高 勝通 伊那市上の原6023番地1

重任

氏名 住所

池上 好教 伊那市日影400番地

小嶋 義文 伊那市境1253番地

宮下 篤志 伊那市中央4918番地

田中 幸男 伊那市上牧7390番地2

退任

氏名 住所

中村 光利 伊那市上の原5968番地2

監事

重任

氏名 住所

宮下 光一 伊那市中央5359番地3

中村 市男 伊那市日影84番地

池上 覚衛 伊那市境1001番地1

農地整備課

公告

三峯川沿岸土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年8月11日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

理事

新任

氏名 住所

戸田 秀樹 伊那市富県9621番地

井上 博司 伊那市東春近151番地

伊藤 英機 伊那市富県8182番地3

重任

氏名 住所

織井 秀夫 伊那市東春近9195番地1

春日 晴規 伊那市美簗10496番地

登内 喜博 伊那市手良沢岡1180番地1

池上 邦夫 伊那市境1343番地

宮原 惺 伊那市上牧6331番地2

池上 好教 伊那市日影400番地

平澤 正弘 伊那市野底7579番地

退任

氏名 住所

中村 憲雄 伊那市富県6714番地

吉澤 吉門 伊那市富県8108番地

井上 敏寛 伊那市東春近105番地

監事

新任

氏名 住所

酒井 繁 伊那市東春近2286番地

馬場 利夫 伊那市狐島4105番地

重任

氏名 住所

春日 満男 伊那市美簗7109番地

退任

氏名 住所

井上 博司 伊那市東春近151番地

唐木 裕真 伊那市上牧6287番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年8月11日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

1 許可番号

平成26年3月28日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第33-20号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字宿田平2350-75、2350-97

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区有楽町2-10-1

株式会社エンゼル 代表取締役 安藤 敏 幸

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年8月11日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤 信 行

- 1 許可番号
平成26年5月27日 長野県諏訪地方事務所指令25諏地建第75-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市北山字忽滑沢ヨリ笹平迄5513-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市北山4035-170
東洋観光事業株式会社 代表取締役 三澤 洋 一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年8月11日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政 徳

- 1 (1) 許可番号
平成23年9月16日 長野県指令23建指第11-8号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘堅石字屋敷添999-3、998-4、1001-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大門三番町14-1 JRアパート1-136
澤田 翔
- 2 (1) 許可番号
平成26年6月25日 長野県指令26都第40-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字片丘字長峰9052-1、9053-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字片丘9053-イ 赤羽 利 樹、赤羽 裕 子

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年8月11日

長野県長野地方事務所長 島田 伸 之

- 1 許可番号
平成26年7月11日 長野県指令26都第10-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字飯田字北屋敷427-1の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字飯田426 本間 隆 浩

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月11日

長野県北安曇地方事務所長 土屋 嘉 宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
県営住宅大町第2団地外3団地消防用設備点検業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備等の点検
 - (3) 履行期間
契約日から平成27年3月20日まで
 - (4) 履行場所
大町市大町5734-2 県営住宅大町第2団地 外3団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること。
 - (5) 長野県内に本店を有する者であること。
 - (6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
大町市大町1058-2
長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課
電話 0261(23)6524(直通)
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成26年8月29日(金) 午前10時
 - イ 場所 長野県大町合同庁舎 402号会議室
- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年8月28日(木)までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否

必要とします。
- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建築住宅課公営住宅室

公告

平成27年度長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成26年8月11日

長野県教育委員会

1 採用予定の実習助手の種別・選考区分・人員

種 別	選考区分	人 員
農業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	若干名
工業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	若干名
理科の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	若干名

2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

- (1) 一般選考 昭和30年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(平成27年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む)。
- 若年者選考 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(平成27年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む)。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行日(昭和22年5月3日)以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び提出先

- (1) 受付期間

平成26年8月26日(火)から9月9日(火)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

なお、郵送による場合は、9月9日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (2) 手続
 - ア 提出するもの
 - 4の申込書類
 - イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話番号 026-232-0111 内線4366

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

(封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。)

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書(親展扱いとすることとします。)
- (4) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)
- (5) 返信用の封筒(長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの>を用い、あて先及び氏名を明記し、92円切手をはったもの)
- (6) 最終学校における就職者用調査書(平成27年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとすることとします。)

5 選考

選考は、次の要領で行います。(一般選考、若年者選考共通)

選考 順序	期 日	会 場	対 象 者	選考内容 及び方法	備 考
第 1 次 選 考	平成26年 9月27日 (土)	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文	試験の時間等 は受付期間終 了後本人に通 知します。
第 2 次 選 考	平成26年 11月中旬	長野県庁	第1次選考 合格者	面接	期日等は第1 次選考合格者 に通知します。

6 選考結果の通知

(1) 通知の時期

第1次選考の結果は10月下旬、第2次選考の結果は12月上旬に通知します。

(2) 通知等の方法

ア 第1次選考結果

(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。

(4) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。

(9) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。

イ 第2次選考結果

合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

7 その他

(1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒角形2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル)を同封してください。

なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に開示請求ができるものとします。

ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

(3) 提出された書類は、一切返却しません。

(4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りができます。

(5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成26年8月11日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (2級)	平成26年 11月16日 (日)	午前8時30分から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀字 桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成26年10月8日(水)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成26年10月24日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(警備業者が証明する「営業所所属証明書」)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

ko.html)に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。入札説明書等は、次の場所で交付します。

安曇野市穂高6839番地

長野県穂高商業高等学校

電話 0263(82)2162

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成26年8月20日(水)正午までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月11日

長野県穂高商業高等学校長 山岸重文

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ43台及び附属機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成26年10月1日から平成32年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県穂高商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げる事項は、長野県教育委員会のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gyose/nyusatsu/>